

# みんなを支える介護保険

## 介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする本人やその家族が抱えている不安や負担を社会全体で支え合うための社会保障制度です。

その財源は、40歳以上の人が納める保険料と、市や国などが負担する公費(税金)で賄われています。

みんなが負担し合うことで、介護が必要になった人は、費用の一部を支払うだけで、さまざまな介護サービスを安心して受けられます。

## 介護保険料の決め方

### ■65歳以上の人(第1号被保険者)

市内における今後3年間の介護サービスの利用見込みから、負担いただく一定の基準額を算定し、この基準額に一人一人の収入額などを考慮した負担割合を乗じて決定しています。

- ① 65歳以上の人は、原則として、この特別徴収となりますが、次の①②③④に該当する人は納付書などで納める普通徴収になります。
- ② 年度途中で所得段階が変更になった人
- ③ 年度途中で転入してきた人
- ④ 年度途中で65歳になった人

■40～64歳の人(第2号被保険者)  
介護保険料は、加入している医療保険の保険料に含まれ、その算定方法は、医療保険ごとに異なります。

※本年度から介護保険料の算定方法を改正します。詳しくは左ページをご覧ください。

## 介護保険料の納め方

■65歳以上の人(第1号被保険者)  
特別徴収と普通徴収の二つの納付方法があります。

▽特別徴収(年金からの差し引き)  
納入通知書は7月中旬に発送。年金の支払い(年6回)の際に差し引かれます。

## ●65歳以上の人の介護保険料(年額)

所得段階	対象者	基準額	負担割合	保険料(年額)	
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	66,100円	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者、または課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.40	26,400円
第2段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.65	43,000円
第3段階			課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	49,600円
第4段階	課税世帯で本人 は市民税非課税	66,100円	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	59,500円
第5段階(基準額)			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	66,100円
第6段階			前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	79,300円
第7段階			前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25	82,600円
第8段階	本人が 市民税課税	66,100円	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	99,200円
第9段階			前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の人	1.55	102,500円
第10段階			前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	1.75	115,700円
第11段階			前年の合計所得金額が500万円以上の人	2.00	132,200円

④ 年度途中で65歳になった人  
▽普通徴収(納付書や口座振替での納付)  
7月上旬に発送する納付書により、市内各金融機関やコンビニエ

ンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)、本庁収納課、各総合支所税務会計係などで納付いただけます。納期は年7回で、第1期の納期は7月31日(月)です。

## 介護保険料の改正点

平成29年度から、介護保険料の算定方法は次のとおり改正されました。

### 租税特別措置法に規定される譲渡所得の特別控除額を差し引いた後の金額で算定

●平成28年度までの介護保険料  
平成28年度までは、被保険者本人の合計所得金額と公的年金収入額、本人および世帯の市民税課税状況を基に算定していました。

この合計所得金額は、租税特別土地法に規定される譲渡所得の特別控除額を差し引く前の金額となっていました。このため、土地の収用などがあった場合は翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になることがありました。

●本年度からの介護保険料  
介護保険法施行令の改正(4月1日施行)に伴い、本市では本年度から介護保険料について、譲渡所得の特別控除額を差し引いた後の金額で算定することとしました。

例…給与や年金などの収入がなく、扶養家族がいないう65歳以上の人が、土地収用による譲渡所得500万円、譲渡所得の特別控除500万円を申告している場合

●平成28年度まで  
合計所得金額500万円として算定。介護保険料は第11段階となります。

●本年度  
合計所得金額500万円から特別控除額500万円を差し引くため、合計所得金額を0円として算定。市民税は課税となるため、介護保険料は第6段階となります。

※確定申告をされていない場合や特別控除に該当しない譲渡所得の場合は対象になりません

口座振替による納付を希望する人は、市内の金融機関にお申し込みください。

■40～64歳の人(第2号被保険者)  
加入している医療保険の保険料と併せて納めます。

【問い合わせ】  
▽本庁長寿福祉課  
(☎24・2111内線518)  
▽各総合支所健康福祉係  
大 迫(☎48・2111内線272)  
石 鳥 谷(☎45・2111内線226)  
東 和(☎42・2111内線231)

## 参加者募集

### 第20回「イーハトーブの里 ツーデーマーチ」



日本全国から1,000人を超すウォーカーが5～40代の各コースを歩きます。国籍や年齢、性別など問わず、健康な人ならどなたでも参加できます。自然との触れ合いを満喫しながら楽しく歩きましょう。

- 開催日 8月19日(土)・20日(日)、雨天決行
- 集合場所 なはんプラザ多目的広場
- 参加料 ▷市民…一般1,000円、中高生300円▷市民以外…一般2,000円(当日2,200円)、中高生500円(当日600円)

※小学生以下は無料。ただし保護者の同伴が必要です。また2日間参加でも参加費は同額です

- 申込期限 7月14日(金)
- ※7月15日以降も受け付けしますが、参加者名簿には記載されません

### ■募集コース

月日	出発時間	コース名	距離
8月19日(土)	7:30	東和・大迫・石鳥谷ぐるっとコース	40* <sub>0</sub>
	9:00	賢治文学散歩の道コース	20* <sub>0</sub>
	10:00	花巻の水辺と新渡戸ロードを歩こうコース	10* <sub>0</sub>
	10:10	イギリス海岸を歩こうコース	5* <sub>0</sub>
8月20日(日)	8:00	光太郎と賢治出合いのコース	30* <sub>0</sub>
	8:10	花巻温泉郷コース	20* <sub>0</sub>
	9:00	イーハトーブの里・賢治のみち(500選)	11* <sub>0</sub>
	9:10	日居城野運動公園を歩こうコース	5* <sub>0</sub>

■問い合わせ・申し込み イーハトーブフォーラム実行委員会(花巻ウォーキング協会内☎32-1900)、花巻商工会議所本所(☎23-3381)